

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1. 全般

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	全般	社団法人日本損害保険協会	他の項目では一般的に「顧客」という文言が用いられているのに対して、①では「契約者」、③では「消費者」という文言が用いられているが、使い分けている趣旨は何か。	保険業法第300条第1項第6号は、保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対する禁止行為を規定しています。 このことから、上記対象を指す「顧客」に統一することとします。
2	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針は保険業法第300条第1項第6号に関するものであるため、保険契約と共済契約、保証契約、デリバティブ取引等の保険契約ではない契約との比較は本件の監督指針の対象ではないことを確認願いたい。	保険業法第300条第1項第6号は、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項に関する行為を規定していますので、貴見のとおり、保険契約ではない契約との比較は対象ではありません。 なお、一般論として申し上げれば、本法令に該当しない比較であっても、顧客に保険商品の契約内容を著しく誤解させるような表示等がないように注意する必要があると考えます。
3	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針は保険業法第300条第1項第6号に関するものであるため、「保険契約の締結又は保険募集に関し」ない比較、たとえばメディアのインタビューに際して、保険会社の役職員が他社と自社の商品の比較に関する発言を行うこと、市場調査・研究として各社商品の比較を行った報告書の発行は、本件の監督指針の対象ではないことを確認願いたい。	保険業法第300条第1項第6号は、保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為を規定していますので、こうした行為に該当しない場合には対象とはなりません。
4	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針は保険業法第300条第1項第6号に関するものであるため、「保険契約の契約内容」に係らない項目、たとえば財務内容、サービスの質などの保険会社の属性に係る比較は、本件の監督指針の対象ではないことを確認願いたい。	サービスの質などが、契約内容の一部をなすかどうかは個々の保険商品の内容に応じて判断されるべき事項ですが、仮に「保険契約の契約内容」に関係のない項目であれば、対象とはなりません。
5	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針を充足した比較を行う行為は、民法（民法第1編第2編第3編）（明治29年4月27日法律第89号）第709条規定するいわゆる不法行為による損害賠償責任を構成しないと考えるが、どうか。	本監督指針の内容は、保険業法第300条第1項第6号に抵触する行為を明確にするものであり、民法上の損害賠償責任に直接影響を与えるものではありません。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
6	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針を充足した比較を行う行為は、「不正な取引方法」（昭和57年6月18日、公正取引委員会告示第15号）に規定する「ぎまんの顧客誘引」にはあたらないと考えてよいか確認願いたい。	本監督指針の内容は、保険業法第300条第1項第6号に抵触する行為を明確にするものであり、いわゆる独占禁止法や景品表示法、不当競争防止法などの適用に直接影響を与えるものではありません。
7	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針を充足した比較は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）第4条第1項に規定する表示にあたらないと考えてよいか確認願いたい。	同上
8	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針を充足した比較を行う行為は、不当競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）第2条第1項第1号及び第13号に規定する行為にあたらないと考えてよいか確認願いたい。	同上
9	全般	有限責任中間法人外国損害保険協会	比較による損害に対する損害賠償責任は比較を行った者が負うと考えるが、どうか。 仮に、いわゆる乗り合い代理店が委託契約を締結した保険会社の商品相互の比較を行った結果、当該乗り合い代理店が他者（当該乗り合い代理店に委託している保険会社を含む）に対して損害賠償責任を負った場合、保険業法第283条に規定する保険会社の責任は委託保険会社中どの保険会社が負うのか確認願いたい。 上記乗り合い代理店に委託している一の保険会社が瑕疵ある情報を当該代理店に提供したことにより不正なものとなった比較を用いた保険募集により、他の委託保険会社がその契約を引き受けた場合はどうか。	本パブリックコメントの回答において、民事上の損害賠償責任に対する考え方を述べることは適切ではないと考えますので、お答えは差し控させていただきます。
10	全般	ハートフォード生命保険株式会社	比較情報の提供は、本年4月に導入された「意向確認書面」作成プロセスにおいて、顧客のニーズを確認したうえで、これに合致した保険商品を選択・購入するために有用な役割を果たすと思われます。保険商品が多様化する中、取り扱う複数の商品から顧客のニーズにあった商品を推奨すべき立場の乗合代理店においては、特に比較情報の提供が進むことが望ましいと考えられますが、いかがでしょうか。	貴重なご意見として承ります。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
11	全般	ハートフォード生命保険株式会社	乗合代理店が取扱い商品の一覧表（「比較表」）を作成する場合がありますが、商品改訂や取扱い商品の追加の際等のメンテナンスは大きな負担となります。そのような観点からは、第三者機関が各保険会社から商品概要等のデータ提供を受け、標準化したフォーマットによる商品データベースを作成し、各乗合代理店は、そのデータベースから必要な情報を取り出すような仕組みをつくるのが非常に有効だと考えます。	貴重なご意見として承ります。なお、ご指摘の点については「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」における最終報告において「契約概要のモデル例が開示されることが期待される」とされており、比較情報の促進のために有効であると考えられるところです。
12	全般	ハートフォード生命保険株式会社	顧客の期待は契約内容（保障の種類や期間等）が確実に履行されてこそ満たされることから、保険商品の選定にあたって顧客は引受保険会社の経営の健全性も考慮に含めるものと考えられます。したがって、顧客からの求めがあった場合には、格付けやソルベンシーマージン比率などの引受保険会社の健全性にかかる比較情報についても提供されることが望ましいと考えます。	貴重なご意見として承ります。
13	全般	損害保険労働組合連合会	<p>今般の改正は、適切な比較情報の提供手段を明確化し、消費者が自らのニーズに合致した保険商品を選択できる環境整備を行うものであり、消費者の利便性向上・保護の観点から、改正の趣旨・目的については、妥当なものと考えております。</p> <p>比較情報の提供方法等のルールが明確化されることによって、乗合代理店等を中心に情報提供ニーズが高まることが予想されますが、改正趣旨をふまえた実効性確保の観点からは、消費者や代理店、第三者等のニーズの詳細を確認したうえで、一定の基準策定や消費者啓発の徹底、不適切な比較表示のモニタリングシステムの確立等が不可欠であり、これらの具体的な方策については、更なる検討を要するものと考えております。</p> <p>行政当局におかれましては、実効性確保に向けて、既に設置が予定されております協議会の運営を通じて、消費者や代理店、第三者等のニーズを把握・分析し、適切な比較情報の提供のあり方に関する論議を深めていただくとともに、環境整備に向けた各種方策の詳細の検討と具体的な取り組みの推進を要望致します。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、平成19年7月から、日本損害保険協会、生命保険協会、外国損害保険協会の三協会の共催により「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」が開催される予定ですが、金融庁としても、その議論について注視してまいりたいと考えています。</p> <p>また、金融庁としては、上記に関わらず、今後も引き続き保険商品の広告・表示が適正になされているか、保険募集時の顧客への適切な説明がなされているか等、監督してまいりたいと考えております。</p>

2. II-3-3-2 (5) ①、II-3-3-6 (5) ①関係

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	II-3-3-2 (5) ①、II-3-3-6 (5) ①	全国銀行協会	保険業法施行規則第212条第2項第2号および保険会社向けの総合的な監督指針II-3-3-9-3を踏まえ、銀行等が保険募集の公正を確保すること並びに保険契約の締結にあたり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報提供のため、銀行等が作成・明示する「当該銀行等が取扱う同一種目の保険商品一覧表」(商品名や引受保険会社名等を記載したもの。)は、ここで規定する『表示』には含まれないとの理解でよいか。	保険業法第300条第1項第6号は、保険契約の契約内容を比較した事項に関する禁止行為を規定しています。個別の事例にかかるご照会には回答を差し控えさせていただきますが、一般論として、同一種目の保険商品の商品名や引受保険会社名のみを一覧表にしたものであれば、ここで規定する「表示」には該当しないものと考えます。
2	II-3-3-2 (5) ①エ、II-3-3-6 (5) ①エ	特定非営利活動法人少額短期保険協会	インターネット等による広告には、インターネットのホームページ上の広告の他、個別の契約者宛に発信する電子メール上の広告も含まれるのでしょうか。	貴見のとおり、個別の契約者宛に発信する電子メール上の広告も含まれると考えます。なお、ここでは、II-3-3-2 (5) 及びII-3-3-6 (5) についてコメントを頂いていますが、保険に関する広告等の適正な表示についてはII-3-8で規定しており、インターネットにおける表示についても含まれるものと考えています。
3	II-3-3-2 (5) ①、II-3-3-6 (5) ①	消費生活相談員	(意見) インターネットなどの広告が対象になったことを評価します。 (理由) 最近インターネット上のバナー広告に優良誤認させるような表示をしばしば見かけ、何らかの規制が必要ではないかと感じていたからです。	貴重なご意見として承ります。なお、ここでは、II-3-3-2 (5) 及びII-3-3-6 (5) についてコメントを頂いていますが、保険に関する広告等の適正な表示についてはII-3-8で規定しており、インターネットにおける表示についても含まれるものと考えています。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
4	Ⅱ-3 -3- 2(5) ①エ、 Ⅱ-3 -3- 6(5) ①エ	消費生活相談員	<p>(意見) 表示に告げることを含む、としていることは評価できます。しかし、そのことを明文化すべきです。すなわち告げた内容を文書に残す必要があります。</p> <p>(理由) 消費者と保険会社または代理店の勧誘員との間で、聞いた、聞かない、言った、言わないが常に問題になるからです。勧誘員が説明した内容を確認できるような書式が必要です。どのような記載方法をするかは各社の裁量でよいと思いますが、口頭説明の内容を書面にすることを明文化していただきたいのです。保険金給付の請求の際に、対象にならないとは契約時には聞いていないなどとトラブルになっているからです。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今般の監督指針の改正では、顧客に有用な保険商品に関する比較情報の提供がなされることを促すために、誤解させるおそれのない比較情報提供についての留意点を明確化するものです。</p> <p>なお、保険契約にあたって適切な顧客説明がなされることは非常に重要なことであり、当局としてもその適切性が確保されるよう、引き続き監督してまいりたいと考えております。</p>

3. II-3-3-2 (5) ②、II-3-3-6 (5) ②関係

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	II-3-3-2 (5) ②イ (注2)、II-3-3-6 (5) ②イ (注2)	社団法人生命保険協会	<p>複数商品の適正な比較を通じ、消費者による生命保険商品の適切な選択を推進することが、今回の監督指針改正の趣旨であると理解している。</p> <p>従って、例えば、契約概要を提供できる体制の整備等を行った上で、比較表示を行う場合においても、消費者の誤解を招かないよう留意することが重要であり、②イ (注2) の規定のみならず、この他にも、②ア～カ、③b、④などの規定についても十分に配慮する必要があると理解しているが、この理解で良いか。</p>	<p>比較情報を提供するにあたっては、顧客に誤認させるおそれのあるものを表示しないことが重要であり、ご指摘の②ア～カ、③b、④などの規定は、そのような表示となるおそれのある類型を示したものですので、貴見のとおり、これに留意することが必要と考えております。</p> <p>なお、本事項を過度に厳格に解釈し、比較情報の提供があたかも全面禁止されているかのような対応をとることは、比較情報の提供を促進するとの観点から望ましいものとはいえないと考えます。比較情報は顧客にとって有益な参考情報になるといった利用者利便の観点も含めたご検討をお願いします。</p>
2	II-3-3-2 (5) ②イ、II-3-3-6 (5) ②イ	社団法人日本損害保険協会	<p>(注1) (注2) はあくまでもイに該当しない場合の規定であり、(注1) (注2) に該当しても他のア、ウ、エ、オ、カに該当すれば300条1項6号に抵触するという理解でよいか、念のため確認したい。</p> <p>また、この理解でよいとすれば、(注1) (注2) をクリアすれば②全体をクリアできるかのような誤解を招くおそれがあると思われるため、例えばイの本文の末尾に次のように(注1) (注2) の末尾をもってきてはどうか。</p> <p>『…包括的に示さず一部のみを表示すること。なお、次の(注1) および(注2) の場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。』</p>	同上
3	II-3-3-2 (5) ②イ (注2) b 及び③、II-3-3-6 (5) ②イ (注2) b	社団法人日本損害保険協会	<p>②イ (注2) の本文では「比較表示 (その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)」とされているのに対し、b. の各項目の書き出しではいずれも「比較表に・・・」と表形式を前提とした文言となっている。また、③の本文にも「比較表示」と「比較表」の文言が混在している。これらの文言の使い分けの理由は何か。</p>	<p>「比較表」と記載されている部分は、具体的な表形式の表示形態を想定し、その際の表示の例示を記載したものです。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
4	Ⅱ-3-3-2(5) ②イ(注2)b、 Ⅱ-3-3-6(5) ②イ(注2)b	社団法人日本損害保険協会	2つ目の項目に「パンフレット」との文言があるが、「パンフレット」については明確な定義がなく、必ずしも保険商品の内容が包括的に記載されているとは限らないので、「パンフレット等」との記載にしてはどうか。	当該事項は、比較情報を提供するにあたり、顧客に対して注意を喚起するために記載すべき事項であり、可能な限り明確に示す必要があるものと考えられることから、「以下のような」としたうえで記載例を示したものです。 なお、ご指摘のとおり、実際の表示においては、確認すべき対象物をパンフレットに限定する必要はありませんが、金融庁としては、「契約概要」と同等のものを示したうえで、それを確認する必要性について記載されていれば足りるものと考えています。
5	Ⅱ-3-3-2(5) ②ウ、 Ⅱ-3-3-6(5) ②ウ	社団法人日本損害保険協会	現行監督指針の「(長所を示す際にそれと)不離一体の関係にある短所」との文言から、「不離一体の関係にあるもの」と変更されているが、生命保険部分と平仄を合わせたものであり、「もの」とは「短所」という趣旨と理解してよいか。	貴見のとおりです。
6	Ⅱ-3-3-2(5) ②エ、 Ⅱ-3-3-6(5) ②エ	社団法人日本損害保険協会	「社会通念上又は取引通念上同等の保険種類」と認められる前提で、例えば第三分野で生命保険会社の商品と損害保険会社の商品を比較する場合、各々の該当箇所(Ⅱ-3-3-2(5)とⅡ-3-3-6(5))に留意するという理解でよいか。また、制度共済と比較する場合にも同様に、このⅡ-3-3-6(5)と当該制度共済の監督指針に相当するものの該当箇所に留意するという理解でよいか。	前段については貴見のとおりです。 後段について、保険業法第300条第1項第6号は、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項に関する行為を規定していますので、保険契約ではない契約との比較は本監督指針の対象ではありません。しかし、一般に、ご指摘の制度共済と保険契約内容との比較表示にあたっては、本件監督指針と同等の措置を講じるなどの対応がなされていれば、問題はないものと考えます。
7	Ⅱ-3-3-2(5) ②カ、 Ⅱ-3-3-6(5) ②カ	社団法人日本損害保険協会	他の保険契約を誹謗・中傷する目的ではなく、その短所を不当に強調して表示することとしては、具体的にはどのようなケースが想定されるのか。	一般に、誹謗・中傷とは、商品等に関する具体的な情報を提供するためのものではなく、単に競争事業者又はその商品を陥れるため、殊更その欠点を指摘するものであり、それ以外のものがご質問のケースにあたる可能性があります。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
8	Ⅱ-3-3-2(5)②イ、Ⅱ-3-3-6(5)②イ	有限責任中間法人外国損害保険協会	基本的にサービスの質に差のない、例えば自動車保険を比較する場合、契約概要を示さず各社の補償内容（対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害等の保険金額）を記載することで充分と考えるが、どうか。	<p>保険商品の内容について、その項目の一部をもって比較する場合には、消費者はその比較情報中の記載されない項目を認識することができないため、消費者の誤解を招かないように注意する必要があります。</p> <p>ご質問の事例が「誤解させるおそれ」があるか否かは、当該比較情報を提供する際の種々の状況を踏まえて総合的に判断する必要があり、一概には言えないものと考えます。しかしながら、Ⅱ-3-3-2(5)②イ（注1）（注2）又はⅡ-3-3-6(5)②イ（注1）（注2）の措置を講じていれば、「誤解させるおそれ」はないものと考えます。</p> <p>なお、補償（保障）内容や特約の内容に関して、比較する全商品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解するおそれ」を生じせしめるものではないものと考えます。</p>
9	Ⅱ-3-3-2(5)②イ（注1）、Ⅱ-3-3-6(5)②イ（注1）	有限責任中間法人外国損害保険協会	契約概要のうち各商品で実質的に違いのない部分の記載を省略し、違いのある部分のみ表示して比較することは、「誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為」にあたらぬと考えるが、どうか。	同上
10	Ⅱ-3-3-2(5)②イ（注1）、Ⅱ-3-3-6(5)②イ（注1）	有限責任中間法人外国損害保険協会	契約概要は作成した保険会社の著作物であり、著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）の適用を受けるものと思料するところ、本件の監督指針Ⅱ-3-3-6(5)②イ（注1）は、同法第三十二条第一項に規定する「引用の目的上正当な範囲内」の利用であり、著作権者である保険会社の複製の許諾を受けずに利用できることを推定する規定であると考え、確認願いたい。	<p>本監督指針はそのような推定を行う規定ではありません。</p> <p>一般論としては、「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合には、著作権法上の問題は生じないものとも考えてますが、もし御懸念があれば、保険会社に問い合わせさせていただく方法もあると考えます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
11	Ⅱ-3-3-2(5) ②イ(注2) Ⅱ-3-3-6(5) ②イ(注2)	有限責任中間法人外国損害保険協会	<p>保険会社は他社の契約概要を正当に入手することは困難と考えられるところ、いわゆる乗り合い代理店等が各社の契約内容のホームページにおいて比較を行う場合、契約概要については各保険会社のホームページの契約概要のページへリンクを貼り付けるということで足りると考えるが、どうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。なお、リンクを張る場合には、顧客がホームページの比較情報を確認した際に、保険会社の契約概要にリンクが張られていることを視認しやすいようにするなど、わかりやすい表示のための工夫を行うことが必要と考えます。</p>
12	Ⅱ-3-3-2(5) ②イ(注2) a、 Ⅱ-3-3-6(5) ②イ(注2) a	全国銀行協会	<p>比較表示の対象とした全ての保険商品について、『比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置』として、次のような措置でも問題ないか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集代理店のホームページ上に「各商品の契約概要はこちらでご覧いただけます」等の記載をした上で、保険会社の商品説明ホームページへのリンクを貼り付け、当該保険会社のホームページ上に「契約概要」を表示すること 	<p>問題ないものと考えます。</p>
13	Ⅱ-3-3-2(5) ②イ、 Ⅱ-3-3-6(5) ②イ	全国銀行協会	<p>複数の保険商品の契約内容に関して、(注2)に定めるa、bの各要件が全て充足されていれば、次の場合はいずれも『保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと』考えられるとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-2(2)②イに記載の「契約概要」の記載項目は全て記載したうえで、各項目の記載内容を抜粋または要約して表形式にまとめ表示する場合 「契約概要」の記載項目を一部省略し、複数の保険商品の契約内容の一部分を要約したものを表形式にまとめ表示する場合 <p>商品内容の全般的な比較をより一覧性の高い媒体で行いたいと希望する顧客に対して、募集代理店のホームページや「取扱商品一覧」において、取扱商品に共通して存在すると認められる事由や特徴（定額または変額、円建または外貨建〔およびその取扱通貨種類〕、年金原資保証または年金受取総額保証か否か、等）により分類し、それぞれの商品分類別に特徴を表</p>	<p>前段については貴見のとおりと考えます。 後段についても、(注2)に定めるa、bの各要件が全て充足されていることを前提に、貴見のとおりと考えます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
			示すことは、『保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること』には該当しないとの理解でよいか。	

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
14	Ⅱ-3-3-2(5) ②イ(注2) a、 Ⅱ-3-3-6(5) ②イ(注2) a	全国生命保険労働組合連合会	<p>これまで、生命保険募集時の説明責任を果たす観点から、「契約概要」「注意喚起情報」「意向確認書面」等が順次導入されているが、その背景には、「消費者保護」をより重視した生命保険募集のあり方が求められているものと認識している。</p> <p>今回の「監督指針」(案)においては、一部比較を行う際、「契約概要」を速やかに提供できる体制整備等を行う必要性が示されているものの、必ずしもその交付・説明は義務づけられていない。この点、貴局として、こうした比較情報に基づき、お客様が複数の商品から購入希望商品を絞り込む段階においては、これまで以上に主体的な判断をお客様に求めるという考え方に立っているものと理解するが、かかる認識で間違いなのか、貴局の見解を確認したい。</p>	<p>保険募集においては、顧客が保険契約について検討を行うときや契約を締結する時など、場面に応じて適切な情報提供を行いつつ、顧客の意向を確認していくことが重要であると考えています。</p> <p>顧客の望む情報提供の内容は、多くの保険商品の中から購入しようとする保険商品を絞り込んでいく局面において様々であると考えられますが、大まかな絞り込みを行う局面においては、顧客の主体的な判断による部分が大きいものと考えられます。</p> <p>なお、絞り込まれた商品を検討するといった局面においては、保険募集人等が商品のより詳細な説明を十分に行うことが必要となると考えます。</p>
15	Ⅱ-3-3-2(5) ②ウ、 Ⅱ-3-3-6(5) ②ウ	全国生命保険労働組合連合会	<p>「比較情報」をお客様に提供するにあたって、不公正な説明や公平性を欠いた比較等がなされた際には、お客様が正しく「比較情報」を理解できず、誤解に基づいて生命保険を検討・加入してしまうといった事態が生じることを危惧している。</p> <p>については、「監督指針」(案)に定める「あたかも全体が優良であるかのように表示することのないよう、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示すことの重要性が一層高まっているものと考えているが、かかる認識で間違いなのか、貴局の見解を確認したい。</p>	<p>保険商品の内容について、その項目の一部をもって比較する場合には、消費者はその比較情報中に記載されない項目を認識することができないため、消費者の誤解を招かないように注意することが必要です。</p> <p>顧客が保険商品の内容を誤解したまま保険契約を締結することの無いよう、適正な広告表示、比較情報の提供のみならず、顧客のニーズの適切な把握、顧客への十分な情報提供と適切な説明、保険に関する消費者教育等、様々な事柄に取り組んでいくことが必要と考えています。</p>
16	Ⅱ-3-3-2(5) ②イ(注2) a、 Ⅱ-3-3-6(5) ②イ(注2) a	金融オンブズネット	<p>5行目からはじまる「又は、(b) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネット上のホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは、顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知すること、等が考えられる」とあるが、「あるいは」を「また」に改める。</p> <p>(理由)</p> <p>ホームページ上での掲載と郵送等は、or ではなく、and にして、タイムラグをなくすことが望まれる。また、約款と違い、「契約概要」の掲示は、さほどコストがかかるとは考えにくい。</p>	<p>多くの保険商品の中から購入しようとする保険商品を大まかに絞り込んでいく局面における情報提供内容としては、本案が妥当なものと考えています。なお、絞り込まれた商品を検討するといった局面においては、保険募集人等が商品のより詳細な説明を十分に行うことが必要となると考えます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
17	II-3 -3- 2(5) ②イ(注 2)、 II-3 -3- 6(5) ②イ(注 2)	消費生活専門相 談員	<p>消費者にとって、溢れる保険商品から自らの必要性に照らして、適切な商品を選択するためには、保険商品の公平で明瞭な比較が可能となることが有用かつ必要であると考え。ただし現状において、比較広告が行われておられない理由の一つとして、個々の保険商品の内容があまりに複雑多様であり、加入可能年齢、保険期間等形式的要件は容易に比較可能であっても、消費者がもっとも認識したい付保内容の比較は決して容易ではない事があげられる。</p> <p>そのことを踏まえれば、今回、保険業法300条1項6号について、比較表示の根幹に契約概要を据え、契約概要を用いた比較表示に必要な事項を包括的に示したとすることにより、比較表示を明瞭化したことには賛成する。ただし、同じ理由により、契約概要は消費者が保険を比較する、そのときその場で入手できることが必要であり、本改正案のように、要望があれば遅滞なく郵送するでは、事実上、契約概要によらずに選択する可能性が考えられ、賛成しない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>契約概要は保険契約の契約締結にあたって十分な時間的余裕をもって顧客に提示する必要がある、このことから、顧客の要望に応じて提供できることが重要であると考えますが、比較情報の提供時に交付しなければならないといった義務を課すまでの必要はないものと考えます。</p> <p>なお、上記のような観点から、顧客が「欲しいと思えば手に入れられる」ことが十分認識できるように、例えば「保険商品の内容を理解いただくための『契約概要』をお渡ししていますので、ご要望のお客様は〇〇までお申出ください」などの注意喚起文言を適切に表示することが必要と考えます。</p>

4. II-3-3-2 (5) ③関係

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	II-3-3-2 (5) ③	社団法人日本損害保険協会	本項目については生命保険に関してのみ規定が設けられているが、これをもって損害保険について規制レベルが緩和されている趣旨ではないことを確認したい。	本項目は、損害保険について生命保険に比べ、監督上留意すべきレベルを低くするといった趣旨ではありません。
2	II-3-3-2 (5) ③(注1)	社団法人日本損害保険協会	文末の「～と考える」との文言は、「～と考えられる」とするべきではないか。	貴見のとおり修正いたします。
3	II-3-3-2 (5) ③	全国銀行協会	『他保険会社の商品等との比較表示を行う場合』には、次のような場合も含まれると理解してよいか。 ・ 生命保険商品（例えば個人年金保険）と損害保険商品（例えば年金払い積立傷害保険）との比較	個々の保険商品の商品性により一概には申し上げられませんが、例示の場合、それぞれの保険商品の保障（補償）範囲等が異なりますので、少なくともそのような違いが適切に表示されていることが必要と考えます。
4	II-3-3-2 (5) ③	ハートフォード生命	他保険会社の商品等との比較を行う場合に含めることとされている保険期間等の8つの比較項目があげられていますが、これらは概ね保険機能に関わるものです。変額年金保険等の投資性商品の場合には、次の項目も比較項目に加えることで運用成果等への関心の高い顧客の商品選択に寄与するものと考えます。 ・ 資産配分比率や過去の収益率 ・ 諸費用の控除方法（初期費用の有無や保険関係費用の控除方法等） ・ 販売累計額や資産残高	個々の保険商品の商品性により一概には申し上げられませんが、ご指摘の項目は「ク. その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの」にあたる可能性があります。 なお、II-3-3-2 (5) ②イ（注1）又は（注2）の要件を充足した場合には、II-3-3-2 (5) ③の要件を充足したものと考えます。

5. II-3-3-2 (5) ④、II-3-3-6 (5) ③関係

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	II-3-3-2 (5) ④、II-3-3-6 (5) ③	社団法人日本損害保険協会	本文では「合わせて」と記載されているが、(注1) (注2) では「併せて」となっており、統一すべきである。	「併せて」に統一します。
2	II-3-3-2 (5) ④ (注2)、II-3-3-6 (5) ③ (注2)	社団法人日本損害保険協会	③ (注2) については、たとえば火災保険における構造級別や自動車保険における用途車種など、顧客の年齢や性別等の属性以外の要素も含まれることを確認したい。	貴見のとおりです。よって、注意喚起を促す文言を適切に表示することが必要と考えられます。
3	II-3-3-6 (5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	本件の監督指針II-3-3-6 (5) ③ (注1) および (注2) を適切に行えば、「保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、補償内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されている」と理解するが、どうか。	表示全体から受ける印象がどのようなものかといった点にもよると考えられるため、一概には申し上げられませんが、表示の大きさや方法等が公正である限り、貴見のとおりであると考えます。
4	II-3-3-6 (5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	自社の商品相互で補償内容に応じて保険料を比較することは本件の監督指針の適用対象外であると考えるが、どうか。	保険業法第300条第1項第6号は、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項に関する行為を規定していますので、適用対象となります。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
5	Ⅱ-3-3-6(5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	対象を特定の保険会社名とせずに、「国内保険会社A社の保険料」として比較を行う場合は、本件の監督指針でいう保険料に関する比較表示に該当するか確認願いたい。	実在している保険会社名やその保険料額を隠して表示したとしても、本監督指針に該当するものと考えます。
6	Ⅱ-3-3-6(5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	保険料実額の比較ではなく、例えば「国内保険会社A社」比●%OFF等の記載についても、本件の監督指針でいう保険料に関する比較表示に該当するか確認願いたい。	同上
7	Ⅱ-3-3-6(5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	対象を特定の保険会社名とせずに、「主要国内保険会社数社による平均保険料」として比較を行う場合は、本件の監督指針でいう保険料に関する比較表示に該当するか確認願いたい。	数社の平均保険料と特定の保険会社の保険料とを比較する場合についても、本監督指針に規定する保険料に関する比較表示に該当するものと考えます。 なお、比較広告を行う際には、実証されている数値や事実を適正に引用することや、主張する内容が客観的に実証されている必要があること（「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(S6. 4. 21 公正取引委員会事務局)）にも留意する必要があります。
8	Ⅱ-3-3-6(5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	保険料実額の比較ではなく、例えば「国内保険会社数社による平均保険料」比●%OFF等の記載についても、本件の監督指針でいう保険料に関する比較表示に該当するか、確認願いたい。	同上
9	Ⅱ-3-3-6(5) ③	有限責任中間法人外国損害保険協会	「保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導」する表示について、広告全文のうち保険料を最大フォントで記載しない等、具体的な基準や考え方を例示していただきたい。	過度に注目するような表示方法は、顧客が表示全体から受ける全体的な印象をもって個別具体的に判断されることとなると考えますので、例示することは困難です。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
10	Ⅱ-3-3-2(5)④、Ⅱ-3-3-6(5)③	有限責任中間法人外国損害保険協会	<p>広告紙面等において保険料以外の項目（補償内容・サービス等）についての記載が保険料と同程度の表示となっていれば、「過度に注目するよう誘導」しているものではないと考えるが、どうか。</p>	<p>ご指摘の「同程度」の内容が明確ではありません。また、過度に注目するような表示方法は、顧客が表示全体から受ける全体的な印象をもって個別具体的に判断されることとなると考えます。よって、お示しされた内容のみでお答えすることは困難です。</p>
11	Ⅱ-3-3-2(5)④(注1)、Ⅱ-3-3-6(5)③(注1)	金融オンブズネット	<p>「契約条件や保障内容の概要等保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる」とあるが、「併せて」の前に「近傍に」の文言を加える。</p> <p>(理由)</p> <p>「併せて」の文言では、同一の紙面でも下欄に小さく表示してあったりするケースも容認するおそれがある。実際に、これまでそういった事例が散見する。「近傍に」の条件付記は必須と考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。表示の全体的な印象に応じた適切な注意文言表示が必要と考えていますが、具体的な記載にあたってはさまざまな工夫が考えられます。</p>
12	Ⅱ-3-3-2(5)④(注2)、Ⅱ-3-3-6(5)③(注2)	金融オンブズネット	<p>「顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される保険料の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料について保険会社等に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当である」としているが、「顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される保険料の相違が顕著である場合には、誤認を与えないよう複数のケースを例示し、前提条件の相違をより～」と、「誤認を与えないよういくつかのケースを例示し」を付け加える。</p> <p>(理由)</p> <p>たとえば、がん保険の場合、もっとも保険料が安いと思われる20代の女性のみケースを取り上げている事例があった。少なくとも、もっともその保険契約者が多い層を取り上げるべきだし、違いが顕著な場合は複数の事例を取り上げるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
13	Ⅱ-3-3-2(5) ④(注2)、 Ⅱ-3-3-6(5) ③(注2)	NPO 法人日本消費者情報ネット	保険料の相違については、もっともその保険契約者が多い層を取り上げるべきである。	保険料に関する比較表示を行う場合、必ずしもご指摘の「保険契約者が多い層を取り上げ」なければならないとは考えてはおりません。
14	Ⅱ-3-3-2(5) ④、 Ⅱ-3-3-6(5) ③	消費生活相談員	(意見) 保険内容や保険料の表示のそばに景品を大きく表示することは禁止すべきです。 (理由) 保険料や保険内容ではなく、景品で誘い保険契約をさせることは、本来の保険契約の趣旨に反するものであると考えます。	貴重なご意見として承ります。なお、一般論として、保険会社等が保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為は、保険業法において禁じられています。

6. II-3-3-2 (5) ⑤、II-3-3-6 (5) ④関係

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	II-3-3-2 (5) ⑤、II-3-3-6 (5) ④	社団法人生命保険協会	<p>本規定の趣旨は、比較表示を行う主体が、保険会社等との資本関係や取引関係等の利害関係を背景に一定のバイアスのかかった比較を行うおそれもあることに対し、消費者による適切な商品選択を可能とするために情報提供を充実することにあると理解している。</p> <p>「比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別な利害関係」の例示として挙げられている「強い資本関係が存在する等」とは、その趣旨から、必ずしも経営の支配権を有するような資本関係のみを指すのではなく、比較表示を行う主体が中立・公正な比較情報を提供するうえで一般的に影響を受ける可能性が高いと考えられる、大株主、重要な取引先等との関係を含むと理解しているが、この理解で良いか。</p>	<p>比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報の提供主体が一体どのような立場の者であるかを出来る限り明確にし、顧客がその情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身が判断できるようにすることは望ましいことと考えられます。しかし、そのような明示がなかったからといって即座に「誤解させるおそれ」があるものとは考えておりません。</p> <p>なお、お尋ねの「重要な取引先等」が実際にどのような関係であるのか定かではありませんのでお答えすることは困難ですが、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別な利害関係としては、例えば、保険会社でいえば、「特定関係者」が該当し得ると考えます。</p>
2	II-3-3-2 (5) ⑤、II-3-3-6 (5) ④	有限責任中間法人外国損害保険協会	<p>「中立性・公正性を損ない得るような特別な利害関係」とは、保険業法第100条の3に規定する「特定関係者」における関係の観点と同一と考えるが、どうか。</p>	同上
3	II-3-3-2 (5) ⑤、II-3-3-6 (5) ④	有限責任中間法人外国損害保険協会	<p>比較情報の根拠となる情報について、例えば比較見積りサイト等の場合は、各保険会社に内容を確認してもらった旨を記載すれば足りると解するが、どうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、比較見積りサイトが作成した比較情報について、各保険会社がそれぞれ内容を確認し、その比較情報が偏った内容のものでないと判断したのであれば、その旨を表示することで、本規定と同様の効果も期待できると考えられます。</p>
4	II-3-3-2 (5) ⑤、II-3-3-6 (5) ④	有限責任中間法人外国損害保険協会	<p>「どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか、等について」の「等」にはどのようなものが想定されるか、ご教示願いたい。</p>	<p>比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身で判断することに寄与する情報で、例えば、比較情報を提供する会社の業務内容など、様々なものが考えられます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
5	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ④	有限責任中間法人外国損害保険協会	自社の商品相互の比較を自社の媒体（文書、ホームページ等）で行う場合、主体は明瞭であり、別途比較の主体を示す必要はないと考えるが、どうか。	当該比較情報を表示する場所やその情報の内容から、当該保険会社が表示したものと明確に認識できるようなものであれば、貴見のとおりと考えます。
6	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ④	日本保険仲立人協会	比較表示にあたっては、その主体者として、保険会社の側であるのかそれとも消費者の側であるのか、自己の立場を明らかにするとともに、特に代理店の場合には、代申会社名及び主たる取扱保険会社名（例えば前年取扱実績で取扱額全体に対するシェアが20%以上の先等）を明示することで、その比較が中立・公平なものであることが明確に担保されるようにすべき。	比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報の提供主体が一体どのような立場の者であるかを出来る限り明確にし、顧客がその情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身が判断できるようにすることは望ましいことと考えられます。しかし、そのような明示がなかったからといって即座に「誤解させるおそれ」があるものとはまでは考えておりません。
7	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ④	日本保険仲立人協会	消費者保護、市場の中立性・公平性確保のためには、「比較表示を行う際に顧客に対して明示することが望ましい」とするだけでは不十分で、「が望ましい」という部分は削除し、明示を明確に義務づける。	同上
8	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ④	日本保険仲立人協会	保険仲立人の法定義務とのバランスからすれば、単に比較表示を行う場合にとどまらず、保険契約の締結及び保険募集の際には、代理店に対しても保険仲立人同様、自己の立場を説明する書類の交付を義務づけることが望ましい（立場が不透明な代理店にこそ、この種の書類の交付を義務づけることが相応しいと考えられる）。	貴重なご意見として承ります。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
9	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ④	全国銀行協会	『提供する比較情報の中立性・公平性を損ない得るような特別な利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）』とは、具体的にはどのような関係をいうのか。また「強い資本関係」とはどの程度のことをいうのか確認したい。 『比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公平性を損ない得るような特別な利害関係を有していないか』を『顧客に対して明示することが望ましい』とあるが、これは例えば「当行取扱いの商品に関し、当行は特定の保険会社・保険商品をお勧めするものではありません。お客さまご自身のご判断により商品をご選択ください。」等の記載をもって、この趣旨を満たすと理解してよいか。	比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報の提供主体が一体どのような立場の者であるかを出来る限り明確にし、顧客がその情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身が判断できるようにすることは望ましいことと考えられます。しかし、そのような明示がなかったからといって即座に「誤解させるおそれ」があるものとはまでは考えておりません。 なお、お尋ねの「大株主、重要な取引先等」が実際にどのような関係であるのか定かではありませんのでお答えすることは困難ですが、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別な利害関係としては、例えば、保険会社でいえば、「特定関係者」が該当し得ると考えます。
10	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ⑤	弁護士	「提供する比較情報の中立性・公共性を損ない得るような特別な利害関係」の例示として「強い資本関係が存在する等」が挙げられているが、そこでいう資本関係には、保険会社と代理店間の持株関係のほか、代理店から保険会社に対する基金や劣後ローン等および保険会社から代理店に対する劣後債や劣後ローン等の資本性資金供与の関係も含むとの理解でよいか。	比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報の提供主体が一体どのような立場の者であるかを出来る限り明確にし、顧客がその情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身が判断できるようにすることは望ましいことと考えられます。しかし、そのような明示がなかったからといって即座に「誤解させるおそれ」があるものとはまでは考えておりません。 なお、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別な利害関係としては、例えば「劣後債や劣後ローン等の資本性資金供与の関係」も含まれるものと考えます。
11	Ⅱ-3-3-2(5) ⑤、 Ⅱ-3-3-6(5) ④	NPO 法人日本消費者情報ネット	比較表示を行う主体について、保険商品提供会社とどのような関係にあるのかは、消費者にとって重要な情報である。保険会社から受け取る販売手数料、資本関係などの明示を行わなければならないとすべきである。	比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報の提供主体が一体どのような立場の者であるかを出来る限り明確にし、顧客がその情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身が判断できるようにすることは望ましいことと考えられます。しかし、そのような明示がなかったからといって即座に「誤解させるおそれ」があるものとはまでは考えておりません。 なお、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別な利害関係としては、例えば、保険会社から受け取る販売手数料についても該当し得るものと考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
12	Ⅱ-3 -3- 2 (5) ⑤、 Ⅱ-3 -3- 6 (5) ④	金融オンブズネット	<p>1) 「比較表示を行う主体がどのような者か（保険会社、専属代理店、乗合代理店、保険仲立人等）は明示すること」とする。</p> <p>2) 「（例えば、強い資本関係が存在する等）」を「（例えば、強い資本関係が存在する、また、販売手数料なども含む）」とする。</p> <p>（理由）</p> <p>1) については、比較情報の提供主体の明示は必須と考える。結語が、「望ましい」となっているが、必須の条項とすべきだと考える。</p> <p>2) については、強い資本関係だけでなく、販売手数料の開示の中立性・公平性の確保の観点から必要だと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>比較情報の提供による顧客の利便性の向上を目的としたものであることから、その比較情報の提供主体が一体どのような立場の者であるかを出来る限り明確にし、顧客がその情報をどの程度信頼し、どのように利用するかを顧客自身が判断できるようにすることは望ましいことと考えられます。しかし、そのような明示がなかったからといって即座に「誤解させるおそれ」があるものとまでは考えておりません。</p>
13	Ⅱ-3 -3- 2 (5) ⑤、 Ⅱ-3 -3- 6 (5) ④	消費生活専門相談員	<p>比較表示を行う主体がどのようなものか等は、消費者の利益を守る観点から、大変重要な要素である。本改正案では「望ましい」としているが、「明示することとする」とすべきである。以下、損害保険契約についても同様の意見である。</p>	同上

7. その他

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	実施時期	在日米国商工会議所	<p>実施時期について — 在日米国商工会議所（ACGJ）は、消費者が自らのニーズに合致した保険商品を選択・購入することを可能とするために、金融庁が保険商品に関する比較情報について監督指針を改正するこのたびの動きを歓迎する。しかし、公表された監督指針改正案によれば、当該監督指針は改正の日から適用されることになっており、ACGJはこの点について懸念を抱いている。改正監督指針の下では、保険料に影響を与えるような前提条件を記載する、保険会社や代理店との間に特別の利害関係を有していないか等を明示する、比較情報の対象とした保険商品について顧客が「契約概要」を速やかに入手できるような措置を講じる等、比較表示を行う際に、これまでよりも多くの詳細な情報の公開を求められることになった。従って、保険会社等が旧監督指針に沿って運用をしてきた広告等が新しい要件を満たすために必要な措置を講じるために、当該監督指針の改正日から施行日までに2～3ヶ月の準備期間を設けるよう要請する。</p>	<p>本監督指針は、誤解させるおそれのない比較とはどのようなものかを明らかにするため、比較情報の提供を行うに際しての留意点を明確化したもの（いわゆる「セーフハーバールール」の明確化）であり、本監督指針で求めている措置を講じないことが直ちに「誤解させるおそれ」のある比較になるといった整理を行うものではありません。</p> <p>現在、既に比較情報の提供を行っている場合についても、「誤解のおそれ」のない情報提供を行っている限り問題はないものと考えていますので、お申し出の「準備期間」を設ける必要はないと考えます。</p>
2	その他	金融オンブズネット	<p>最近の広告事例のなかには「お客さまの問い合わせ度」の順位、インターネット上では「アクセス数」の順位で、ランク付けしての情報提供もよく見られる。直接、比較情報を提供するのではなく、擬似的な手法になっているように思う。こういった情報提供の場合も「誤認することのないよう注意喚起すること」、及び「期間など情報の前提条件は明確にし、明示すべきだ」と考える。</p>	<p>本監督指針は、保険業法第300条第1項第6号に規定する「保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項」についての記載であることから、本規定部分にご指摘の趣旨を盛り込むことは適当ではないと考えますが、保険商品の表示の適切性を確保する観点から、貴重なご意見として承ります。</p>
3	その他	個人	<p>項目の細別の順序を「イ、ロ、ハ・・・」から「ア、イ、ウ・・・」に修正することに反対します。反対理由は、項目の細別の順序は、公用文（保険業法等を含む）で、これまで「イ、ロ、ハ・・・」で定着しており、今回改めて「ア、イ、ウ・・・」に修正する理由がないこと。</p>	<p>保険会社向けの総合的な監督指針につきましては、19年4月末に記載内容や項目番号等について見直しを行いました。なお、他の項目との平仄を図るため、さらに一部修正しております。今後とも幅広くご意見いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
4	その他	個人	<p>指針は当然のことですが、保険会社の広告・説明には加えて多いこととして、</p> <p>「当該保険種類では、どの会社もサービス・担保していることを、あたくも自社なら特別に用意しています。」という表示・表明が為されることです。たとえば、</p> <p>「当社なら、事故に専門のスタッフが付きます。」(代理店・社員がサポートするのは当然です。)</p> <p>「事故時のしかじかの費用が出ます。」(どの会社でも出ます。もっとも出さないケースもありました。)</p> <p>明確にされるべきと思います。</p> <p>ただし適正な保険約款の運用にこの業界で一番必要なことは、代理店にのみ営業の働きかけ・義務と要求を押し付ける社員の、顧客不在の体制、また逆に社員と代理店手数料率ばかり見ている代理店を監督することであると思います。</p> <p>さらに体制・意識が旧態依然としており、たとえば、「紳士協定」と言っ て、代理店の他社との自由な取引を阻む体制はいまも存続しています。適切な社会貢献の意識が、働く余地を残すべく誘導すべきと思います。</p>	<p>本監督指針は、保険業法第 300 条第 1 項第 6 号に規定する「保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項」についての記載であることから、本規定部分にご指摘の趣旨を盛り込むことは適当ではないと考えます。</p> <p>ご指摘の事項につきましては、貴重なご意見として承ります。</p>